

記入例

離婚の際に称して
いた氏を称する届
(戸籍法107条の2の届)

令和 3 年 7 月 10 日届出

羽島市 長殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	届印					
宮崎県庁	戸籍記載	記載調査	印	系	住居系	通知

届出する日を記入してください。届出期間は、離婚から3ヶ月以内です。3ヶ月を過ぎるとこの届出はできません。3ヶ月を過ぎたら別途、家庭裁判所の許可を得て、「戸籍法107条1項の氏変更届」をして頂く必要があります。なお、この「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出した後、婚姻前の氏に戻りたい場合も家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」をする必要があります。

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	この 花子 甲野 花子 昭和48年 4月 20日生
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地(メソソ竹鼻系 20(8室))
(3)	本籍 (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地 筆頭者の氏名 甲野 太郎
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 甲野 変更後(離婚の際に称していた氏) この 甲野
(5)	離婚年月日	令和 3 年 7 月 10 日
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)項の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 岐阜県羽島市新生町3丁目246 番地 筆頭者の氏名 甲野 花子
(7)	その他	
(8)	届出人 署名押印 (変更前の氏名)	甲野 花子 (甲野)

甲野

届出する時の本籍・筆頭者を記入してください。離婚届と同時に届出する場合は婚姻時の本籍・筆頭者を記入してください。

離婚届と同時に届出する場合は、婚姻中の氏を記入してください。離婚届と別に届出する場合は現在の氏を記入してください。

離婚年月日を記入してください。
・協議離婚の場合
①離婚届の届出日
・裁判離婚の場合
①審判・判決の確定日
②調停・和解の成立日
③請求の認諾の日

離婚届と同時に届出する場合は必ず記入してください。離婚届と別に届出する場合、すでに戸籍の筆頭者で同籍者がいなければ記入する必要はありません。

昼間、連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 電話 058(392)1111
自宅・勤務先()携帯

離婚届と同時に届出する場合は、婚姻時の氏を記入してください。別に届出する場合は、現在の氏を記入してください。

※届書への押印は任意です